

主眼事項及び着眼点等（指定放課後等デイサービス）

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
第1 基本方針	<u>（１）放課後等デイサービスに係る指定通所支援（指定放課後等デイサービス）の事業を行う者（指定放課後等デイサービス事業者）は、当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定放課後等デイサービスの提供に努めているか。</u> <u>（２）指定放課後等デイサービス事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（障害福祉サービス）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。</u> <u>（３）指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。</u> <u>（４）指定放課後等デイサービスの事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な支援を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものとなっているか。</u>	法第21条の5の18 平24厚令15第3条第2項 平24厚令15第3条第3項 平24厚令15第3条第4項 平24厚令15第65条	運営規程 個別支援計画 ケース記録 運営規程 個別支援計画 ケース記録 福祉サービスを提供する者等との連携に努めていることが分かる書類 運営規程 研修計画、研修実施記録 虐待防止関係書類 体制の整備をしていることが分かる書類 運営規程 個別支援計画 ケース記録
第2 人員に関する基準	<u>（１）指定放課後等デイサービス事業者が指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。</u> <u>一 児童指導員又は保育士 指定放課後等デイサービスの単位（指定放課後等デイサービスであって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるもの）ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当</u>	法第21条の5の19第1項 平24厚令15第66条第1項 平24厚令15第66条第4項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）
1 従業者の員数			

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上</u> <u>イ 障害児の数が10までのもの 2 以上</u> <u>ロ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</u> <u>二 児童発達支援管理責任者 1以上</u> <u>(2) (1) の各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かれているか。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</u> <u>一 医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合</u> <u>二 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合</u> <u>三 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合</u> <u>(3) (2) の規定に基づき、機能訓練担当職員等をおいた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。</u>	平24厚令15第66条 第2項 平24厚令15第66条 第4項 平24厚令15第66条 第3項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） 勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
2 管理者	<u>(4) (1) から (3) までの規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。</u> <u>(ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第四号の機能訓練担当職員を置かないことができる。)</u> 一 嘱託医 1 以上 二 看護職員 1 以上 三 児童指導員又は保育士 1 以上 四 機能訓練担当職員 1 以上 五 児童発達支援管理責任者 1 以上	平24厚令15第66条第4項	勤務実績表 出勤簿 (タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数 (平均利用人数) が分かる書類 (実績表等)
	<u>(5) (1) の児童指導員又は保育士のうち、1人以上は、常勤となっているか。</u>	平24厚令15第66条第6項	勤務実績表 出勤簿 (タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数 (平均利用人数) が分かる書類 (実績表等)
	<u>(6) (3) の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における (1) の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士となっているか。</u>	平24厚令15第66条第7項	勤務実績表 出勤簿 (タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数 (平均利用人数) が分かる書類 (実績表等)
	<u>(7) (1) に掲げる児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤となっているか。</u>	平24厚令15第66条第8項	勤務実績表 出勤簿 (タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数 (平均利用人数) が分かる書類 (実績表等)
	<u>指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者が置かれているか。(ただし、指定放課後等デイサービス事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定放課後等デイサービス事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定放課後等デイサービス事業</u>	平24厚令15第67条 平24厚令15第7条 準用	管理者の雇用形態が分かる書類 勤務実績表 出勤簿 (タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
3 従たる事業所 を設置する場合 における特例	<u>所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。)</u> (1) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事業所における主たる事業所（(2)において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（(2)において「従たる事業所」という。）を設置することができる。	平24厚令15第67条 平24厚令15第8条 第1項準用	適宜必要と認める資料
第3 設備に関する基準	(2) 従たる事業所を設置する場合においては、<u>主たる事業所及び従たる事業所の従業者（児童発達支援管理責任者を除く。）のうちそれぞれ一人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。</u> (1) 指定放課後等デイサービス事業所は、<u>発達支援室のほか、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けているか。</u> (2) (1)に規定する発達支援室は、<u>支援に必要な機械器具等を備えているか。</u> (3) (1)に規定する設備及び備品等は、<u>専ら当該指定放課後等デイサービスの事業の用に供するものとなっているか。（ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。）</u>	平24厚令15第67条 平24厚令15第8条 第2項準用 法第21条の5の19 第2項 平24厚令15第68条 第1項 平24厚令15第68条 第2項 平24厚令15第68条 第3項	従業者の勤務実態の分かる書類 (出勤簿等) 平面図 設備・備品等一覧表 【目視】 平面図 設備・備品等一覧表 【目視】 平面図 設備・備品等一覧表 【目視】
第4 運営に関する基準		法第21条の5の19 第2項	
1 利用定員	<u>指定放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を10人以上となっているか。（ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所にあつては、利用定員を5人以上とすることができる。）</u>	平24厚令15第69条	運営規程 利用者数が分かる書類（利用者名簿等）
2 内容及び手続 の説明及び同意	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、<u>通所給付決定保護者が指定放課後等デイサービスの利用の申込みを行ったときは、当該利用申込を行った通所給付決定保護者（利用申込者）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記し</u>	平24厚令15第71条 平24厚令15第12条 第1項準用	重要事項説明書 利用契約書

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
3 契約支給量の報告等	<u>た文書を交付して説明を行い、当該指定放課後等デイサービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</u>		
	<u>(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。</u>	平24厚令15第71条 平24厚令15第12条 第2項準用	重要事項説明書 利用契約書 その他保護者に 交付した書面
	<u>(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを提供するときは、当該放課後等デイサービスの内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定放課後等デイサービスの量（（2）において「契約支給量」という。）その他の必要な事項（（3）及び（4）において「通所受給者証記載事項」という。）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しているか。</u>	平24厚令15第71条 平24厚令15第13条 第1項準用	受給者証の写し
	<u>(2) 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えていないか。</u>	平24厚令15第71条 平24厚令15第13条 第2項準用	受給者証の写し 契約内容報告書
	<u>(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスの利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。</u>	平24厚令15第71条 平24厚令15第13条 第3項準用	契約内容報告書
4 提供拒否の禁止	<u>(4) 指定放課後等デイサービス事業者は、通所受給者証記載事項に変更があった場合について（1）から（3）に準じて取り扱っているか。</u>	平24厚令15第71条 平24厚令15第13条 第4項準用	受給者証の写し 契約内容報告書
	指定放課後等デイサービス事業者は、正当な理由がなく、指定放課後等デイサービスの提供を拒んでいないか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第14条 準用	適宜必要と認める資料
5 連絡調整に対する協力	指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスの利用について市町村又は障害児相談支援事業を行う者（障害児相談支援事業者）が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第15条 準用	適宜必要と認める資料
6 サービス提供困難時の対応	指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事業所の通常の事業の実施地域（当該指定放課後等デイサービス事業所	平24厚令15第71条 平24厚令15第16条 準用	適宜必要と認める資料

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	が通常時に指定放課後等デイサービスを提供する地域をいう。)等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定放課後等デイサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定放課後等デイサービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。		
7 受給資格の確認	<u>指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスの提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認しているか。</u>	平24厚令15第71条 平24厚令15第17条 準用	受給者証の写し
8 障害児通所給付費の支給の申請に係る援助	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスに係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 (2) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスに係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第18条 第1項準用 平24厚令15第71条 平24厚令15第18条 第2項準用	適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料
9 心身の状況等の把握	<u>指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</u>	平24厚令15第71条 平24厚令15第19条 準用	アセスメント記録 ケース記録
10 指定障害児通所支援事業者等との連携等	(1) <u>指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</u> (2) <u>指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスの提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</u>	平24厚令15第71条 平24厚令15第20条 第1項準用 平24厚令15第71条 平24厚令15第20条 第2項準用	個別支援計画 ケース記録 個別支援計画 ケース記録

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
11 サービス提供 の記録	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、<u>指定放課後等デイサービスを提供した際は、当該指定放課後等デイサービスの提供日、内容その他必要な事項を当該指定放課後等デイサービスの提供の都度記録しているか。</u> (2) 指定放課後等デイサービス事業者は、<u>(1)の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定放課後等デイサービスを提供したことについて確認を受けているか。</u>	平24厚令15第71条 平24厚令15第21条 第1項準用 平24厚令15第71条 平24厚令15第21条 第2項準用	サービス提供の 記録 サービス提供の 記録適宜必要と 認める書類
12 指定放課後等 デイサービス事 業者が通所給付 決定保護者に求 めることのでき る金銭の支払の 範囲等	(1) 指定放課後等デイサービス事業者が、指定放課後等デイサービスを提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 (2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得ているか。(ただし、13(1)から(3)までに規定する支払については、この限りでない。)	平24厚令15第71条 平24厚令15第22条 第1項準用 平24厚令15第71条 平24厚令15第22条 第2項準用	適宜必要と認め る書類
13 通所利用者負 担額の受領	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、<u>指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る通所利用者負担額の支払を受けているか。</u> (2) 指定放課後等デイサービス事業者は、<u>法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定放課後等デイサービスに係る指定通所支援費用基準額の支払を受けているか。</u> (3) 指定放課後等デイサービス事業者は、<u>(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、指定放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担さ</u>	平24厚令15第70条 第1項 平24厚令15第70条 第2項 平24厚令15第70条 第3項	請求書 領収書 請求書 領収書 請求書 領収書

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
14 通所利用者負担額に係る管理	<u>せることが適当と認められるものの額の支払を通所給付決定保護者から受けているか。</u>		
	<u>(4) 指定放課後等デイサービス事業者は、(1) から (3) までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しているか。</u>	平24厚令15第70条第4項	領収書
	<u>(5) 指定放課後等デイサービス事業者は、(3) の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得ているか。</u>	平24厚令15第70条第5項	重要事項説明書
15 障害児通所給付費の額に係る通知等	指定放課後等デイサービス事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定放課後等デイサービス事業者が提供する指定放課後等デイサービス及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定放課後等デイサービス及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（通所利用者負担額合計額）を算定しているか。この場合において、当該指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しているか。 <u>(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、法定代理受領により指定放課後等デイサービスに係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しているか。</u> <u>(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスに係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定放課後等デイサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しているか。</u>	平24厚令15第71条 平24厚令15第24条 準用 平24厚令15第71条 平24厚令15第25条 第1項準用 平24厚令15第71条 平24厚令15第25条 第2項準用	適宜必要と認める資料 通知の写し サービス提供証明書の写し

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
16 指定放課後等 デイサービスの 取扱方針	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、放課後等デイサービス計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定放課後等デイサービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。	平24/厚令15第71条 平24/厚令15第26条 第1項準用	適宜必要と認める資料
	(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしているか。	平24/厚令15第71条 平24/厚令15第26条 第2項準用	適宜必要と認める資料
	(3) 指定放課後等デイサービス事業所の従業者は、指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。	平24/厚令15第71条 平24/厚令15第26条 第3項準用	適宜必要と認める資料
	(4) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定放課後等デイサービスの確保並びに次項に規定する指定放課後等デイサービスの質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行っているか。	平24/厚令15第71条 平24/厚令15第26条 第4項準用	適宜必要と認める資料
	(5) 指定放課後等デイサービス事業者は、その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	平24/厚令15第71条 平24/厚令15第26条 第5項準用	適宜必要と認める資料
	(6) 指定放課後等デイサービス事業者は(5)の規定により、その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について指定放課後等デイサービス事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価(以下この16において「自己評価」という。)を行うとともに、当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児の通所給付決定保護者による評価(以下この16において「保護者評価」という。)を受けて、その改善を図っているか。 一 当該放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制	平24/厚令15第71条 平24/厚令15第26条 第6項準用	適宜必要と認める資料

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	の整備の状況 二 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況 三 指定放課後等デイサービスの事業の用に供する設備及び備品等の状況 四 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況 五 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況 六 緊急時等における対応方法及び非常災害対策 七 指定放課後等デイサービスの提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況 (7) 指定放課後等デイサービス事業者は、おおむね1年に1回以上、自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しているか。 (8) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事業所ごとに指定放課後等デイサービスプログラム（（4）に規定する領域との関連性を明確にした指定放課後等デイサービスの実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しているか。（令和7年3月31日までは努力義務）		
16の2 障害児の地域社会への参加及び包摂の推進	指定放課後等デイサービス事業者は、障害児が指定放課後等デイサービスを利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努めているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第26条の3 準用	適宜必要と認める資料
17 <u>放課後等デイサービス計画の作成等</u>	<u>（1）指定放課後等デイサービス事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定放課後等デイサービスに係る通所支援計画（放課後等デイサービス計画）の作成に関する業務を担当させているか。</u> <u>（2）児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画の作成に当たっては、適切</u>	平24厚令15第71条 平24厚令15第27条第1項 準用 平24厚令15第71条 平24厚令15第27条	個別支援計画 児童発達支援管理責任者が個別支援計画を作成していることが分かる書類 個別支援計画 アセスメント及

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（アセスメント）を行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。</u> <u>（３）児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接しているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得ているか。</u> <u>（４）児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、16の（４）に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた指定放課後等デイサービスの具体的内容、指定放課後等デイサービスを提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した放課後等デイサービス計画の原案を作成しているか。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定放課後等デイサービス事業所が提供する指定放課後等デイサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて放課後等デイサービス計画の原案に位置付けるよう努めているか。</u> <u>（５）児童発達支援管理責任者は、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、放課後等デイサービス計画の作成に当たっては、障害児に対する指定放課後等デイサービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置等の活用可能。）を開催し、放課後等デイサービス計画の原案について意見を求めているか。</u> <u>（６）児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該放</u>	第２項準用 平24/厚令15第71条 平24/厚令15第27条 第３項準用 平24/厚令15第71条 平24/厚令15第27条 第４項準用 平24/厚令15第71条 平24/厚令15第27条 第５項準用 平24/厚令15第71条 平24/厚令15第27条 第６項準用	びモニタリングを実施したことが分かる記録 アセスメントを実施したことが分かる記録 面接記録 個別支援計画の原案 他サービスとの連携状況が分かる書類 サービス担当者会議の記録 個別支援計画

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
18 児童発達支援 管理責任者の責 務	<u>課後等デイサービス計画について説明し、 文書によりその同意を得ているか。</u>		
	<u>(7) 児童発達支援管理責任者は、放課後等デ イサービス計画を作成した際には、当該放 課後等デイサービス計画を通所給付決定 保護者及び当該通所給付決定保護者に対 して指定障害児相談支援を提供する者に 交付しているか。</u>	平24厚令15第71条 平24厚令15第27条 第7項準用	保護者に交付し た記録 個別支援計画
	<u>(8) 児童発達支援管理責任者は、放課後等デ イサービス計画の作成後、放課後等デイサ ービス計画の実施状況の把握（障害児につ いての継続的なアセスメントを含む。モニ タリング）を行うとともに、障害児につ いて解決すべき課題を把握し、少なくとも6 月に1回以上、放課後等デイサービス計画 の見直しを行い、必要に応じて、当該放課 後等デイサービス計画の変更を行っているか。</u>	平24厚令15第71条 平24厚令15第27条 第8項準用	個別支援計画 アセスメント及 びモニタリング に関する記録
	<u>(9) 児童発達支援管理責任者は、モニタリン グに当たっては、通所給付決定保護者との 連絡を継続的に行うこととし、特段の事情 のない限り、次に定めるところにより行っ ているか。</u> <u>一 定期的に通所給付決定保護者及び障 害児に面接すること。</u> <u>二 定期的にモニタリングの結果を記録 すること。</u>	平24厚令15第71条 平24厚令15第27条 第9項準用	モニタリング記 録 面接記録
	<u>(10) 放課後等デイサービス計画の変更につ いては、(2) から (7) までの規定に準じ て行っているか。</u>	平24厚令15第71条 平24厚令15第27条 第10項準用	(2) から (7) に 掲げる確認資料
	<u>(1) 児童発達支援管理責任者は、17に規定す る業務のほか、次に掲げる業務を行って いるか。</u> <u>一 19に規定する相談及び援助を行うこ と。</u> <u>二 他の従業者に対する技術指導及び助 言を行うこと。</u>	平24厚令15第71条 平24厚令15第28条 第1項準用	相談及び援助を 行っていること が分かる書類（ケ ース記録等）
	<u>(2) 児童発達支援管理責任者は、業務を行 うに当たっては、障害児が自立した日常生活又 は社会生活を営むことができるよう、障害児 及び通所給付決定保護者の意思をできる限 り尊重するよう努めているか。</u>	平24厚令15第71条 平24厚令15第28条 第2項準用	他の従業者に指 導及び助言した 記録

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
19 相談及び援助	指定放課後等デイサービス事業者は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第29条 準用	適宜必要と認める資料
20 支援	<u>(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって支援を行っているか。</u> <u>(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っているか。</u> <u>(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に支援を行っているか。</u> <u>(4) 指定放課後等デイサービス事業者は、常時1人以上の従業者を支援に従事させているか。</u> <u>(5) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定放課後等デイサービス事業所の従業者以外の者による支援を受けさせていないか。</u>	平24厚令15第71条 平24厚令15第30条 第1項 平24厚令15第71条 平24厚令15第30条 第2項準用 平24厚令15第71条 平24厚令15第30条 第3項準用 平24厚令15第71条 平24厚令15第30条 第4項準用 平24厚令15第71条 平24厚令15第30条 第5項準用	個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等 個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等 個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等 勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 従業者名簿 雇用契約書 個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等
21 社会生活上の便宜の供与等	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行っているか。 (2) 指定放課後等デイサービス事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第32条 第1項準用 平24厚令15第71条 平24厚令15第32条 第2項準用	適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料
22 緊急時等の対応	<u>指定放課後等デイサービス事業所の従業者は、現に指定放課後等デイサービスの提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</u>	平24厚令15第71条 平24厚令15第34条 準用	緊急時対応マニュアル ケース記録 事故等の対応記録

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
23 通所給付決定保護者に関する市町村への通知	指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第35条 準用	適宜必要と認める資料
24 管理者の責務	(1) 指定放課後等デイサービス事業所の管理者は、当該指定放課後等デイサービス事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行っているか。 (2) 指定放課後等デイサービス事業所の管理者は、当該指定放課後等デイサービス事業所の従業者に平成24年厚生労働省令第15号第4章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第36条 第1項準用 平24厚令15第71条 平24厚令15第36条 第2項準用	適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料
25 運営規程	指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 利用定員 五 指定放課後等デイサービスの内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額 六 通常の事業の実施地域 七 サービスの利用に当たっての留意事項 八 緊急時等における対応方法 九 非常災害対策 十 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 十一 虐待の防止のための措置に関する事項 十二 その他運営に関する重要事項	平24厚令15第71条 平24厚令15第37条 準用	運営規程
26 勤務体制の確保等	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児に対し、適切な指定放課後等デイサービスを提供することができるよう、指定放課後等デイサービス事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。 (2) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事業所ごとに、当該指定放課後等デイサービス事業所の従業者によって指定放課後等デイサービスを提供しているか。（ただし、障害児の支	平24厚令15第71条 平24厚令15第38条 第1項準用 平24厚令15第71条 平24厚令15第38条 第2項準用	従業者の勤務表 勤務形態一覧表 または雇用形態 が分かる書類

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。)</u> <u>(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</u> <u>(4) 指定放課後等デイサービス事業者は、適切な指定放課後等デイサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</u>	平24厚令15第71条 平24厚令15第38条 第3項準用 平24厚令15第71条 平24厚令15第38条 第4項準用	研修計画、研修実施記録 就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類
27 <u>業務継続計画の策定等</u>	<u>(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定放課後等デイサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</u> <u>(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しているか。</u> <u>(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</u>	平24厚令15第71条 平24厚令15第38条 の2第1項準用 平24厚令15第71条 平24厚令15第38条 の2第2項準用 平24厚令15第71条 平24厚令15第38条 の2第3項準用	業務継続計画 研修及び訓練を実施したことが分かる書類 業務継続計画の見直しを検討したことが分かる書類
28 <u>定員の遵守</u>	<u>指定放課後等デイサービス事業者は、利用定員及び発達支援室の定員を超えて、指定放課後等デイサービスの提供を行っていないか。(ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。)</u>	平24厚令15第71条 平24厚令15第39条 準用	運営規程 利用者数が分かる書類(利用者名簿等)
29 <u>非常災害対策</u>	<u>(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しているか。</u>	平24厚令15第71条 平24厚令15第40条 第1項準用	非常火災時対応マニュアル(対応計画) 運営規程 通報・連絡体制 消防用設備点検の記録

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
30 安全計画の策定等	(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	平24/厚令15第71条 平24/厚令15第40条 第2項準用	避難訓練の記録 消防署への届出
	(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、(2)の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。	平24/厚令15第71条 平24/厚令15第40条 第3項準用	地域住民が訓練に参加していることが分かる書類
	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定放課後等デイサービス事業所ごとに、当該指定放課後等デイサービス事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定放課後等デイサービス事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定放課後等デイサービス事業所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じているか。	平24/厚令15第71条 平24/厚令15第40条 の2第1項準用	安全計画に関する書類
	(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、(1)の研修及び訓練を定期的の実施しているか。	平24/厚令15第71条 平24/厚令15第40条 の2第2項準用	研修及び訓練を実施したことが分かる書類
	(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児の安全の確保に関して通所給付決定保護者との連携が図られるよう、通所給付決定保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。	平24/厚令15第71条 平24/厚令15第40条 の2第3項準用	保護者に周知したことが分かる書類
	(4) 指定放課後等デイサービス事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っているか。	平24/厚令15第71条 平24/厚令15第40条 の2第4項準用	安全計画に関する書類
31 自動車を運行する場合の所在の確認	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しているか。	平24/厚令15第71条 平24/厚令15第40条 の3第1項準用	自動車運行状況並びに所在を確認したことが分かる書類
	(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席	平24/厚令15第71条 平24/厚令15第40条	見落とし防止に関する装置及び

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
32 衛生管理等	及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて(1)に定める所在の確認(障害児の降車の際に限る。)を行っているか。	の3第2項準用	当該装置を用いた手順が分かる書類
	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第41条 第1項準用	衛生管理に関する書類
	(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定放課後等デイサービス事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 ② 当該指定放課後等デイサービス事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。 ③ 当該指定放課後等デイサービス事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的の実施しているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第41条 第2項準用	衛生管理に関する書類 委員会議事録 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針 研修及び訓練を実施したことが分かる書類
33 協力医療機関	指定放課後等デイサービス事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第42条 準用	適宜必要と認める資料
34 掲示	指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択	平24厚令15第71条 平24厚令15第43条 第1項・第2項準用	事業所の掲示物又は備え付け閲覧物

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
35 身体拘束等の 禁止	<u>に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は、指定放課後等デイサービス事業者は、これらの事項を記載した書面を当該指定放課後等デイサービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。</u> (1) <u>指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。</u> (2) <u>指定放課後等デイサービス事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。</u> (3) <u>指定放課後等デイサービス事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。</u> ① <u>身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</u> ② <u>身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。</u> ③ <u>従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施しているか。</u>	平24厚令15第71条 平24厚令15第44条 第1項準用 平24厚令15第71条 平24厚令15第44条 第2項準用 平24厚令15第71条 平24厚令15第44条 第3項準用	個別支援計画 身体拘束等に関する書類 身体拘束等に関する書類（必要事項が記載されている記録、理由が分かる書類等） 委員会議事録 身体拘束等の適正化のための指針 研修を実施したことが分かる書類
36 虐待等の禁止	(1) <u>指定放課後等デイサービス事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。</u> (2) <u>指定放課後等デイサービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</u> ① <u>当該指定放課後等デイサービス事業所における虐待の防止のための対策を</u>	平24厚令15第71条 平24厚令15第45条 第1項準用 平24厚令15第71条 平24厚令15第45条 第2項準用	個別支援計画 虐待防止関係書類（研修記録、虐待防止マニュアル等） ケース記録 業務日誌 委員会議事録 従業者に周知し

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
37 秘密保持等	<u>検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</u>		たことが分かる書類 研修を実施したことが分かる書類 担当者が配置されていることが分かる書類（辞令、人事記録等）
	② <u>当該指定放課後等デイサービス事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。</u>		
	③ <u>①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。</u>		
38 情報の提供等	(1) <u>指定放課後等デイサービス事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしていないか。</u>	平24厚令15第71条 平24厚令15第47条 第1項準用	従業者及び管理者の秘密保持誓約書
	(2) <u>指定放課後等デイサービス事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</u>	平24厚令15第71条 平24厚令15第47条 第2項準用	従業者及び管理者の秘密保持誓約書 その他必要な措置を講じたことが分かる文書（就業規則等）
	(3) <u>指定放課後等デイサービス事業者は、指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ているか。</u>	平24厚令15第71条 平24厚令15第47条 第3項準用	個人情報同意書
39 利益供与等の	(1) <u>指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定放課後等デイサービス事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行っているか。</u>	平24厚令15第71条 平24厚令15第48条 第1項準用	情報提供を行ったことが分かる書類（パンフレット等）
	(2) <u>指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。</u>	平24厚令15第71条 平24厚令15第48条 第2項準用	事業者のHP画面・パンフレット
39 利益供与等の	(1) <u>指定放課後等デイサービス事業者は、障</u>	平24厚令15第71条	適宜必要と認める資料

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
禁止	害児相談支援事業者若しくは一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（障害児相談支援事業者等）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定放課後等デイサービス事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 （２）指定放課後等デイサービス事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 （３）（１）及び（２）の「障害福祉サービスを行う者等」は、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定放課後等デイサービス事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」や「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」なども当該規定に違反するものである。	平24厚令15第49条第1項準用 平24厚令15第71条 平24厚令15第49条第2項準用	適宜必要と認める資料
40 苦情解決	（１）<u>指定放課後等デイサービス事業者は、その提供した指定放課後等デイサービスに関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</u> （２）<u>指定放課後等デイサービス事業者は、（１）の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</u> （３）<u>指定放課後等デイサービス事業者は、その提供した指定放課後等デイサービスに関し、法第21条の5の22第1項の規定により都道府県知事（指定都市にあっては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては児童相談所設置市の長とする。）又は市町村長（都道府県知事等）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定放課後等デイサービス事業</u>	平24厚令15第71条 平24厚令15第50条第1項準用 平24厚令15第71条 平24厚令15第50条第2項準用 平24厚令15第71条 平24厚令15第50条第3項準用	苦情受付簿 重要事項説明書 契約書 事業所の掲示物 苦情者への対応記録 苦情対応マニュアル 市町村または都道府県からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して都道府県知事等が行う調査に協力するとともに、都道府県知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</u> <u>(4) 指定放課後等デイサービス事業者は、都道府県知事等からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を都道府県知事等に報告しているか。</u> <u>(5) 指定放課後等デイサービス事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力しているか。</u>		
41 地域との連携等	指定放課後等デイサービス事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第51条第1項準用	適宜必要と認める資料
42 事故発生時の対応	<u>(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児に対する指定放課後等デイサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</u> <u>(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</u> <u>(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児に対する指定放課後等デイサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</u>	平24厚令15第71条 平24厚令15第52条第1項準用 平24厚令15第71条 平24厚令15第52条第2項準用 平24厚令15第71条 平24厚令15第52条第3項準用	事故対応マニュアル 都道府県、市町村、家族等への報告記録 事故の対応記録 ヒヤリハットの記録 再発防止の検討記録 損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料(賠償責任保険書類等)
43 会計の区分	指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事業所ごとに経理を区分するとともに、指定放課後等デイサービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第53条準用	収支予算書・決算書等の会計書類

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
44 記録の整備	<u>(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</u> <u>(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児に対する指定放課後等デイサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定放課後等デイサービスを提供した日から5年間保存しているか。</u> 一 <u>11 (1) により規定する提供した指定放課後等デイサービスに係る必要な事項の提供の記録</u> 二 <u>放課後等デイサービス計画</u> 三 <u>23に規定する市町村への通知に係る記録</u> 四 <u>35 (2) に規定する身体拘束等の記録</u> 五 <u>40 (2) に規定する苦情の内容等の記録</u> 六 <u>42 (2) に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u>	平24厚令15第71条 平24厚令15第54条 第1項準用 平24厚令15第71条 平24厚令15第54条 第2項準用	職員名簿 設備・備品台帳 帳簿等の会計書類 左記一から六までの書類
45 電磁的記録等	(1) 指定障害児通所支援事業者及びその従業員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（3の（1）の受給者証記載事項又は7の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（2）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができるか。 (2) 指定障害児通所支援事業者及びその従業員は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁	平24厚令15第83条 第1項 平24厚令15第83条 第2項	電磁的記録簿冊 適宜必要と認める資料

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
第5 共生型障害 児通所支援に 関する基準	的方法（電子的方法、磁気的方法その他の の知覚によって認識することができない 方法をいう。）によることができているか 。	法第21条の5の17	
1 共生型放課後 等デイサービ スの事業を行 う指定生活介 護事業者の基 準	<u>放課後等デイサービスに係る共生型通所支 援（共生型放課後等デイサービス）の事業を行 う指定生活介護事業者が、当該事業に関して次 の基準を満たしているか。</u> 一 指定生活介護事業所の従業者の員数が、 <u>当該指定生活介護事業所が提供する指定 生活介護の利用者の数を指定生活介護の 利用者の数及び共生型放課後等デイサー ビスを受ける障害児の数の合計数である とした場合における当該指定生活介護事 業所として必要とされる数以上であるこ と。</u> 二 共生型放課後等デイサービスを受ける 障害児に対して適切なサービスを提供す るため、障害児入所施設その他の関係施設 から必要な技術的支援を受けていること。	平24厚令15第71条 の2 平24厚令15第54条 の2 準用	勤務実績表 出勤簿（タイムカ ード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利 用人数）が分かる 書類（実績表等） 適宜必要と認め る資料
2 共生型放課後 等デイサービ スの事業を行 う指定通所介 護事業者等の 基準	<u>共生型放課後等デイサービスの事業を行う 指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所 介護事業者（指定通所介護事業者等）が、当該 事業に関して次の基準を満たしているか。</u> 一 指定通所介護事業所又は指定地域密着 型通所介護事業所（指定通所介護事業所等 ）の食堂及び機能訓練室の面積を、<u>指定通 所介護又は指定地域密着型通所介護（指定 通所介護等）の利用者の数と共生型放課後 等デイサービスを受ける障害児の数の合 計数で除して得た面積が3平方メートル 以上であること。</u> 二 指定通所介護事業所等の従業者の員数 が、<u>当該指定通所介護事業所等が提供する 指定通所介護等の利用者の数を指定通所 介護等の利用者の数及び共生型放課後等 デイサービスを受ける障害児の数の合計 数であるとした場合における当該指定通 所介護事業所として必要とされる数以上 であること。</u> 三 共生型放課後等デイサービスを受ける	平24厚令15第71条 の2 平24厚令15第54条 の3 準用 平11厚令37 平18厚令34	平面図 【目視】 利用者数が分か る書類 勤務実績表 出勤簿（タイムカ ード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利 用人数）が分かる 書類（実績表等） 適宜必要と認め

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書								
3 共生型放課後等デイサービスの事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準	障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。		る資料								
	<u>共生型放課後等デイサービスの事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定小規模多機能型居宅介護事業者等）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が、当該事業に関して次の基準を満たしているか。</u> 一 <u>指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所等）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数と共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス（共生型通いサービス）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等）にあつては、18人）以下とすること。</u> 二 <u>指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護、指定看護小規模多機能型居宅介護（指定小規模多機能型居宅介護等）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人）までの範囲とすること。</u> <table><tr><td>登録定員</td><td>利用定員</td></tr><tr><td>26人又は27人</td><td>16人</td></tr><tr><td>28人</td><td>17人</td></tr><tr><td>29人</td><td>18人</td></tr></table>	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人	平24厚令15第71条の2 平24厚令15第54条の4 準用 平18厚令34 平18厚令36 平18厚令171	運営規程 利用者数が分かる書類（利用者名簿等）
	登録定員	利用定員									
26人又は27人	16人										
28人	17人										
29人	18人										
			運営規程 利用者数が分かる書類（利用者名簿等）								

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	三 <u>指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮する適当な広さを有すること。</u> 四 <u>指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に規定する基準を満たしていること。</u> 五 共生型放課後等デイサービスを受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。		平面図 【目視】 勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） 適宜必要と認める資料
4 準用	<u>（平成24年厚生労働省令第15号第7条、第8条、第12条から第22条まで、第24条から第30条まで、第32条、第34条から第45条まで、第47条から第50条まで、第51条第1項、第52条から第54条の4まで、第65条及び第70条の規定を準用）</u>	平24厚令15第71条の2	同準用項目と同一文書
5 電磁的記録等	（1）指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（2）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができるか。 （2）指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、交付等のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は通所給付決定保護者に係る障害児の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができるか。	平24厚令15第83条第1項 平24厚令15第83条第2項	電磁的記録簿冊 適宜必要と認める資料
第6 基準該当通所支援に関する基準		法第21条の5の4第1項第2号	

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
1 従業員の員数	<u>(1) 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（基準該当放課後等デイサービス）の事業を行う者（基準該当放課後等デイサービス事業者）が当該事業を行う事業所（基準該当放課後等デイサービス事業所）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。</u> 一 児童指導員又は保育士 基準該当放課後等デイサービスの単位（基準該当放課後等デイサービスであって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるもの）ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上 イ 障害児の数が10までのもの 2以上 ロ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 二 児童発達支援管理責任者 1以上	平24厚令15第71条の3第1項 平24厚令15第71条の3第2項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）
2 設備	<u>(1) 基準該当放課後等デイサービス事業所は、発達支援を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えているか。</u> <u>(2) (1)に規定する発達支援を行う場所は、支援に必要な機械器具等を備えているか。</u> <u>(3) (1)に規定する設備及び備品等は、専ら当該基準該当放課後等デイサービスの事業の用に供するものであるか。（ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。）</u>	平24厚令15第71条の4第1項 平24厚令15第71条の4第2項 平24厚令15第71条の4第3項	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】 平面図 設備・備品等一覧表 【目視】 平面図 設備・備品等一覧表 【目視】
3 利用定員	<u>基準該当放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を10人以上としているか。</u>	平24厚令15第71条の5	運営規程 利用者数が分かる書類（利用者名簿等）
4 準用	<u>（平成24年厚生労働省令第15号第7条、第12条から第22条まで、第25条第2項、第26条から第30条まで、第32条、第34条から第45条まで、第47条から第50条まで、第51条第1項、第52条から第54条まで、第54条の10から第54条の12まで</u>	平24厚令15第71条の6	同準用項目と同一文書

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
5 電磁的記録等	<u>、第65条及び第70条（第1項を除く。）の規定を準用）</u> （1）指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（2）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができるか。 （2）指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、交付等のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができるか。	平24厚令15第83条第1項 平24厚令15第83条第2項	電磁的記録簿冊 適宜必要と認める資料
第7 多機能型事業所に関する特例		法第21条の5の19	
1 従業者の員数に関する特例	<u>（1）指定放課後等デイサービス事業者が多機能型事業所（平成24年厚生労働省令第15号に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。以下（3）まで同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。</u> 一 児童指導員又は保育士 指定通所支援の単位（指定通所支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるもの）ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定通所支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上 イ 障害児の数が10までのもの 2以上 ロ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 二 児童発達支援管理責任者 1以上 （2）（1）の各号に掲げる従業者のほか、多	平24厚令15第80条第1項（第66条第1項適用）	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>機能型事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かれているか。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</u> 一 <u>医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合</u> 二 <u>指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合</u> 三 <u>当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合</u> <u>（3）（2）の規定に基づき、機能訓練担当職員又は看護職員（以下「機能訓練担当職員等」という。）をおいた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。</u> <u>（4）利用定員の合計が20人未満である多機能型事業所（平成24年厚生労働省令第15号に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第2の1の（4）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。）のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</u>	平24厚令15第80条第1項 （第66条第2項、第4項適用） 平24厚令15第80条第1項 （第66条第3項適用） 平24厚令15第80条第2項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） 勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） 勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）
2 設備に関する	多機能型事業所については、サービスの提供	平24厚令15第81条	平面図

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
特例	に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。		設備・備品等一覧表 【目視】
3 利用定員に関する特例	(1) 多機能型事業所（平成24年厚生労働省令第15号に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）は、第4の1の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。 (2) 利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所（平成24年厚生労働省令第15号に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第4の1の規定にかかわらず、指定放課後等デイサービスの利用定員を5人以上（指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあっては、これらの事業を通じて5人以上）とすることができる。 (3) (1) 及び (2) の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、第4の1の規定にかかわらず、その利用定員を5人以上とすることができる。 (4) (2) の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあっては、第4の1の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。 (5) 離島その他の地域であって平成24年厚生労働省告示第232号「こども家庭庁長官が定める離島その他の地域」のうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないものとして都道府県知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所（平成24年厚生労働省令第15号に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）については、(2) 中「20人」とあるのは、「10人」とする。	平24厚令15第82条第1項 平24厚令15第82条第2項 平24厚令15第82条第3項 平24厚令15第82条第4項 平24厚令15第82条第5項 平24厚告232	運営規程 利用者数が分かる書類（利用者名簿等） 運営規程 利用者数が分かる書類（利用者名簿等） 運営規程 利用者数が分かる書類（利用者名簿等） 運営規程 利用者数が分かる書類（利用者名簿等） 運営規程 利用者数が分かる書類（利用者名簿等）
4 電磁的記録等	(1) 指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されてい	平24厚令15第83条第1項	電磁的記録簿冊

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
第8 変更の届出等	る又は想定されるもの（受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（2）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができるか。 （2）指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、交付等のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができるか。	平24/厚令15第83条第2項	適宜必要と認める資料
	（1）指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定に係る放課後等デイサービス事業所の名称及び所在地その他児童福祉法施行規則で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定放課後等デイサービスの事業を再開したときは、児童福祉法施行規則で定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。	法第21条の5の20第3項 施行規則第18条の35第1項～第3項	適宜必要と認める資料
	（2）指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、児童福祉法施行規則で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。	法第21条の5の20第4項 施行規則第18条の35第4項	適宜必要と認める資料
第9 障害児通所給付費の算定及び取扱い		法第21条の5の3第2項	
1 基本事項	（1）放課後等デイサービスに要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第122号の別表「障害児通所給付費単位数表」第3により算定する単位数に平成24年厚生労働省告示第128号「こども家庭庁長官が定める一単位の単価」に定める1単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。 （2）（1）の規定により、放課後等デイサービスに要する費用を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	平24/厚告122の一 平24/厚告128 平24/厚告122の二	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<u>2 放課後等デイサービス給付費（障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合）</u>	<u>（１）障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合（（１の２）から（１の４）までに規定する場合を除く。）については、法第６条の２の２第３項に規定する障害児（就学児）に対し、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第八号イ又はロに適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービスの単位（平成24年厚生労働省令第15号「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（指定通所基準）第66条第５項に規定する指定放課後等デイサービスの単位）において、指定放課後等デイサービス（指定通所基準第65条に規定する指定放課後等デイサービス）を行った場合に、時間区分、就学児の医療的ケア区分及び利用定員に応じ、平成24年厚生労働省告示第122号別表第３の１のイの(1)又は(2)について、１日につき所定単位数を算定しているか。</u> <u>また、平成24年厚生労働省告示第122号別表第３の１のイの(3)については、就学児に対し、休業日に指定放課後等デイサービスを行った場合に限り、算定しているか。</u>	平24厚告122別表第３の１の注１及び注１の２ 平24厚令15第66条第５項 平24厚告269第八号イ又はロ	放課後等デイサービス計画 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
<u>（主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所の場合）</u>	<u>（１の２）主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所において重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合については、就学児に対し、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第八号ハに適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービスの単位において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、授業の終了後又は休業日及び利用定員に応じ、平成24年厚生労働省告示第122号別表第３の１のロについて、１日につき所定単位数を算定しているか。</u>	平24厚告122別表第３の１の注１の３及び注２ 平24厚告269第八号ハ	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
<u>（共生型の場合）</u>	<u>（１の３）共生型放課後等デイサービス給付費については、就学児に対し、平成24年厚生労働省告示第269号第八号の二に適合するものとして都道府県知事に届け出た共生型放課後等デイサービス（指定通所基準第71条の２に規定する共生型放課後等デイサービスをいう）を行う事業所（共生型放課後等デイサービス事業所）において、共</u>	平24厚告122別表第３の１の注１の３及び注２の２ 平24厚告269第八号の二	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<u>(基準該当の場合)</u>	<u>生型放課後等デイサービスを行った場合に、授業の終了後又は休業日に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</u> <u>(1の4) 基準該当放課後等デイサービス給付費については、就学児に対し、授業終了後に、平成24年厚生労働省告示第269号第八号の三に適合するものとして市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第71条の3に規定する基準該当放課後等デイサービス事業所をいう）において基準該当放課後等デイサービス（同条に規定する基準該当放課後等デイサービスをいう）を行った場合に、授業の終了後又は休業日及び利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</u>	平24厚告122別表第3の1の注1の3 平24厚告269の八の三	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
<u>(時間区分)</u>	<u>(2) (1)の規定する場合にあつては、指定放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう）の従業者が、指定放課後等デイサービスを行った場合に、現に要した時間ではなく、放課後等デイサービス計画に位置付けられた内容の指定放課後等デイサービスを行うのに要する標準的な時間に対応する時間区分で所定単位数を算定しているか。</u>	平24厚告122別表第3の1の注2の4	放課後等デイサービス計画 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
<u>(指定放課後等デイサービス等の提供時間)</u>	<u>(3) 指定放課後等デイサービス、共生型放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービス（指定放課後等デイサービス等）の提供時間が30分以下のものについては、放課後等デイサービス計画に基づき、指定放課後等デイサービス等の提供時間を短時間にする必要がある等の理由で提供時間が30分未満の指定放課後等デイサービス等の提供が必要であると市町村が認めた場合であるか。</u>	平24厚告122別表第3の1の注3	放課後等デイサービス計画 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 市町村が認めたことが分かる書類
<u>(減算が行われる場合)</u>	<u>(4) 放課後等デイサービス給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。</u> ① 障害児の数又は従業者の員数が平成24年厚生労働省告示第271号「こども家庭庁長官が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」第三号イ又はロの表の上欄に該当する場合「こども家庭庁長官が定める障害児の	平24厚告122別表第3の1の注4 平24厚告271第三号イ、ロ	適宜必要と認める資料

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合」で同表下欄に定める割合 ② 指定放課後等デイサービスの提供に当たって、放課後等デイサービス計画が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合 （一）放課後等デイサービス計画が作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70 （二）放課後等デイサービス計画が作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50 ③ 指定放課後等デイサービス等の提供に当たって、指定通所基準第71条、第72条の2又は第71条の6において準用する指定通所基準第26条第5項に規定する基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出ている場合 100分の85 ④ 指定放課後等デイサービス等の提供に当たって、指定通所基準第71条、第71条の2又は第71条の6において準用する指定通所基準第26条の2に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出ている場合（令和7年4月1日以降） 100分の85		
（開所時間減算）	（5）平成24年厚生労働省告示第122号別表第3の1のイ（休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合に限る。）、ロの(2)、ハの(2)又はニの(1)の(ロ)若しくは(2)の(ロ)に規定する場合に係る放課後等デイサービス給付費の算定に当たって、営業時間（指定放課後等デイサービス事業所、共生型放課後等デイサービス事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所（みなし基準該当放課後等デイサービス事業所を除く。）（指定放課後等デイサービス事業所等）の場合には運営規程に定める営業時間を、みなし基準該当放課後等デイサービス事業所の場合はこれに準ずるもの。）が、平成24年厚生労働省告示第271号「こども家庭庁長官が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合」第三号ハの表の上欄に該当する場合には、所定単位数に同表下欄に定める割合を乗じて得た数を算定しているか。	平24厚告122別表第3の1の注5 平24厚告271第三号ハ	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<u>(身体拘束廃止未実施減算)</u>	(6) <u>指定放課後等デイサービス事業者が、やむを得ず身体拘束等を行う場合に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合又は身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。(指定通所基準第71条の2及び第71条の6において準用する場合を含む。)</u> イ <u>身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u> ロ <u>身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u> ハ <u>従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施することとしているか。</u>	平24厚告122別表第3の1の注6	第4の35に定める確認文書等体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
<u>(虐待防止措置未実施減算)</u>	(7) <u>指定放課後等デイサービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。(指定通所基準第71条の2及び第71条の6において準用する場合を含む。)</u> イ <u>当該指定放課後等デイサービス事業者における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</u> ロ <u>当該指定放課後等デイサービス事業者において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。</u> ハ <u>イ及びロに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。</u>	平24厚告122別表第3の1の注6の2	第4の36に定める確認文書等
<u>(業務継続計画未策定減算)</u>	(8) <u>指定通所基準第71条、第71条の2又は第71条の6において準用する指定通所基準第38条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</u>	平24厚告122別表第3の1の注6の3	第4の27に定める確認文書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
(情報公表未報告減算)	(9) 法第33条の18第1項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	平24厚告122別表第3の1の注6の4	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
(中核機能強化事業所加算)	(10) 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第六号に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所が、指定放課後等デイサービスを行った場合にあっては、中核機能強化事業所加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 イ 障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合（ロに該当する場合を除く。） ロ 主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第66条第4項の基準を満たしているものに限る）において重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合	平24厚告122別表第3の1の注6の5 平24厚告270第六号	地域障害児支援体制中核拠点登録通知書 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
(児童指導員等加配加算)	(11) 常時見守りが必要な就学児に対する支援及びその就学児の家族等に対して就学児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要なとなる従業者の員数（（12）の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要なとなる従業者の員数を含む。）に加え、児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する特別支援学校の教員の免許状を有する者若しくは平成24年厚生労働省告示第270号第七号に適合する者（児童指導員等）又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 イ 障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合（ロに該当する場合を除く。） ① 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等であって専ら指定放課後等デイサービスに従事するものを常勤で配置する場合	平24厚告122別表第3の1の注7 平24厚告270第七号	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
(専門的支援体制加算)	② 専ら指定放課後等デイサービスに従事する児童指導員等を常勤で配置する場合 (①に掲げる場合を除く。) ③ 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等を配置する場合 (①及び②に掲げる場合を除く。) ④ 児童指導員等を配置する場合 (①から③までに掲げる場合を除く。) ⑤ その他の従業者を配置する場合 ロ 主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所において重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合 ① 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等であって専ら指定放課後等デイサービスに従事するものを常勤で配置する場合 ② 専ら指定放課後等デイサービスに従事する児童指導員等を常勤で配置する場合 (①に掲げる場合を除く。) ③ 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等を配置する場合 (①及び②に掲げる場合を除く。) ④ 児童指導員等を配置する場合 (①から③までに掲げる場合を除く。) ⑤ その他の従業者を配置する場合 (12) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士 (保育士として5年以上児童福祉事業に従事した者に限る。)、児童指導員 (児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。) 又は平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第七号の二に適合する専門職員 (理学療法士等) による支援が必要な就学児に対する支援及び就学児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の専門的な支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数 ((11) を算定している場合は、当該加算の算定に必要な従業員の員数も含む。) に加え、理学療法士等を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、(4)の②を算定している場合は、加算していないか。	平24厚告122別表第3の1の注8	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
(看護職員加配加算)	イ 障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合（ロに該当する場合を除く。） ロ 主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所において重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合 (13) 平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第九号に適合するものとして都道府県知事に届け出た主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、看護職員加配加算として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算を算定していないか。 イ 看護職員加配加算（Ⅰ） ① 利用定員が5人の場合 400単位 ② 利用定員が6人の場合 333単位 ③ 利用定員が7人の場合 286単位 ④ 利用定員が8人の場合 250単位 ⑤ 利用定員が9人の場合 222単位 ⑥ 利用定員が10人の場合 200単位 ⑦ 利用定員が11人以上の場合 133単位 ロ 看護職員加配加算（Ⅱ） ① 利用定員が5人の場合 800単位 ② 利用定員が6人の場合 666単位 ③ 利用定員が7人の場合 572単位 ④ 利用定員が8人の場合 500単位 ⑤ 利用定員が9人の場合 444単位 ⑥ 利用定員が10人の場合 400単位 ⑦ 利用定員が11人以上の場合 266単位	平24厚告122別表第3の1の注9 平24厚告269第九号	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
(共生型サービス体制強化加算)	(14) 共生型放課後等デイサービス給付費については、児童発達支援管理責任者、保育士又は児童指導員を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た共生型放課後等デイサービス事業所において、共生型放課後等デイサービス事業を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算を算定していないか。 イ 児童発達支援管理責任者及び保育士又は児童指導員をそれぞれ1人以上配	平24厚告122別表第3の1の注10	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
3 家族支援加算	置した場合 181単位 ロ 児童発達支援管理責任者を配置した場合 103単位 ハ 保育士又は児童指導員を配置した場合 78単位 (1) 指定放課後等デイサービス事業所等において、指定通所基準第66条、第71条の2において準用する指定通所基準第54条の2第1号、第54条の3第2号若しくは第54条の4第4号又は第71条の3の規定により指定放課後等デイサービス事業所等に置くべき従業者（放課後等デイサービス事業所等従業者）が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児及びその家族（就学児のきょうだいを含む。）等に対する相談援助を行った場合に、イ又はロそれぞれについて、1日につき1回及び1月につき4回を限度として、イ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれに掲げる所定単位数を加算しているか。 (2) 指定放課後等デイサービス事業所等が指定通所基準第2条第13号に規定する多機能型事業所（指定通所基準第4条に規定する指定児童発達支援の事業、指定通所基準第71条の7に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所基準第72条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち1以上の事業と指定通所基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスの事業を一体的に行う事業所に限る。）に該当する場合には、就学児及びその家族等について、児童発達支援の家族支援加算（Ⅰ）、主として難聴児経過的児童発達支援給付費の家族支援加算（Ⅰ）、主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費の家族支援加算の家族支援加算（Ⅰ）又は医療型経過的児童発達支援給付費家族支援加算の（Ⅰ）、居宅訪問型児童発達支援の家族支援加算の（Ⅰ）及び保育所等訪問支援の家族支援加算の（Ⅰ）を算定した回数と（1）のイを算定した回数を通算した回数が1日につき1回又は1月につき4回を超えているときは（1）のイを、児童発達支援の家族支援加算（Ⅱ）、主として難聴児経過的児童発達支援給付費の家族支援加算（Ⅱ）、主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費の家族支援加算の家族支援加算（Ⅱ）又は医療型経過的児童発達支援給付費家族支援加算の（Ⅱ）	平24厚告122別表第3の2の注1 平24厚告122別表第3の2の注2	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	）、居宅訪問型児童発達支援の家族支援加算の（Ⅰ）及び保育所等訪問支援の家族支援加算の（Ⅱ）を算定した回数と（１）のロを算定した回数を通算した回数が１日につき１回又は１月につき４回を超えているときは（１）のロを算定していないか —		
3の2 子育てサポート加算	指定放課後等デイサービス事業所等において、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、指定放課後等デイサービス等とあわせて、就学児の家族等に対して、放課後等デイサービス事業所等従業者が指定放課後等デイサービス等を行う場면을観察する機会、当該場面に参加する機会その他の就学児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方に関する理解を促進する機会を提供し、就学児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関する相談援助その他の支援を行った場合に、１月につき４回を限度として、所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表第3の2の2の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
4 利用者負担上限額管理加算	指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、１月につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表第3の3の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
5 福祉専門職員配置等加算	（１）福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）については、指定通所基準第66条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定通所基準第71条の2において準用する指定通所基準第54条の2第1号、第54条の3第2号若しくは第54条の4第4号の規定により置くべき従業者（共生型放課後等デイサービス事業所従業者）のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。 （２）福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）については、指定通所基準第66条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は共生型放課後等デイサ	平24厚告122別表第3の4の注1 平24厚告122別表第3の4の注2	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>ービス事業所従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、（1）の福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）を算定している場合に算定していないか。</u> <u>（3）福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）については、次の①又は②のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において（1）の福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は（2）の福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）を算定している場合に算定していないか。</u> <u>① 指定通所基準第66条の規定により置くべき児童指導員若しくは保育士（児童指導員等）として配置されている従業者又は共生型放課後等デイサービス事業所従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること</u> <u>② 児童指導員等として常勤で配置されている従業者又は共生型放課後等デイサービス事業所従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。</u>	平24厚告122別表第3の4の注3	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
6 欠席時対応加算	<u>欠席時対応加算については、指定放課後等デイサービス事業所等において指定放課後等デイサービス等を利用する就学児が、あらかじめ当該指定放課後等デイサービス事業所等の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、放課後等デイサービス事業所等従業者が、就学児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該就学児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定しているか。ただし、1の（1の2）を算定している指定放課後等デイサービス事業所等において1月につき当該指定放課後等</u>	平24厚告122別表第3の5の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
7 専門的支援実施加算	<u>デイサービス等を利用した就学児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は、1月につき8回を限度として、所定単位数を算定しているか。</u> 理学療法士等による支援が必要な就学児に対する専門的な支援の強化を図るために、理学療法士等を1以上配置するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、平成24年厚生労働省告示第270号「<u>こども家庭庁長官が定める児童等</u>」第八号に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、放課後等デイサービス計画に位置付けられた指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスの日数に応じ1月に2回、4回又は6回を限度として、1回につき所定単位を加算しているか。ただし、1の(4)の②を算定している場合又は1の(14)のイ若しくはロを算定していない場合は、加算していないか。	平24厚告122別表第3の6の注 平24厚告270第八号	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
7の2 強度行動障害児支援加算	<u>平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第八号の二に適合する強度の行動障害を有する就学児に対し、同告示第八号の三に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行うものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所（2の共生型サービス体制強化加算を算定している共生型放課後等デイサービス事業所に限る。）において、次のイ又はロに掲げる当該指定放課後等デイサービス又は当該共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合に放課後等デイサービス給付費を算定している場合は、加算していないか。さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、所定単位数を加算しているか。</u> <u>イ 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第八号の二のイに適合する強度の行動障害を有する就学児に対して、同告示第八号の三のイに適合する指定放課後等デイサービス又は当該共生型放課後等デイサービスを行った場合（強度行動障害児支援加算（I））</u> <u>ロ 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第八号の二</u>	平24厚告122別表第3の6の2の注 平24厚告270第八号の二 平24厚告270第八号の三	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>の口に適合する強度の行動障害を有する就学児に対して、同告示第八号の三の口に適合する指定放課後等デイサービス又は当該共生型放課後等デイサービスを行った場合（強度行動障害児支援加算（Ⅱ））</u>		
7の3 集中的支援加算	平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第八号の三の二に適合する強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所に訪問させ、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して、広域的支援人材が中心となって当該児童に対し集中的に支援を行ったときに、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表第3の6の3の注 平24厚告270第八号の三の二	広域的支援人材を受け入れたことが確認できる資料 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
7の4 人工内耳装用児加算	言語聴覚士を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等において、難聴児のうち人工内耳を装用している就学児に対して、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第八号の三の三に適合する指定放課後等デイサービス等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表第3の6の4の注 平24厚告270第八号の三の三	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
7の5 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算	視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある障害児（視覚障害児等）との意思疎通に関し専門性を有する者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、視覚障害児等に対して、指定放課後等デイサービス等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表第3の6の5の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
8 個別サポート加算 (個別サポート加算(Ⅰ)(行動上の課題を有する就学児の場合))	(1) 行動上の課題を有する就学児については、指定放課後等デイサービス事業所等において、行動上の課題を有する就学児として平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第八号の四に適合する心身の状態にある就学児に対し、指定放課後等デイサービス事業所等において、指定放課後等デイサービス等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、2の(1の2)算定している場合は、加算していないか。 (1の2) (1)を算定している指定放課後等	平24厚告122別表第3の7の注1 平24厚告270第八号の四 平24厚告122別表	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>デイサービス事業所又は共生型放課後等 デイサービス事業所であって、平成24年厚 生労働省告示第269号「こども家庭庁長官 が定める施設基準」第十号に適合するもの として都道府県知事に届け出た指定放課 後等デイサービス事業所又は共生型放課 後等デイサービス事業所において、行動上 の課題を有する就学児に対して、平成24年 厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長 官が定める児童等」第八号の四の二に適合 する指定放課後等デイサービス又は共生 型放課後等デイサービスを行った場合に、 1日につき30単位を所定単位数に加算し ているか。</u>	第3の7の注1の 2 平24厚告269第十 号 平24厚告270第八 号の四の二	表、当該加算の届 出書等
(個別サポート加 算(Ⅰ)(著しく 重度の障害を有 する就学児の場 合))	<u>(1)の3) 著しく重度の障害を有する就学児に ついては、著しく重度の障害を有する就学 児として平成24年厚生労働省告示第270号 「こども家庭庁長官が定める児童等」第八 号の四の三に適合する心身の状態にある 就学児に対し、指定放課後等デイサービス 事業所等において、指定放課後等デイサー ビス等を行った場合に、1日につき所定単 位数を加算しているか。ただし、(1)又 は(2)を算定しているときは、加算して いないか。</u>	平24厚告122別表 第3の7の注1の 2 平24厚告270第八 号の四の三	体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等
(個別サポート加 算(Ⅱ))	<u>(2) 個別サポート加算(Ⅱ)については、要 保護児童又は要支援児童であって、その保 護者の同意を得て、児童相談所その他公的 機関又は当該児童若しくはその保護者の 主治医と連携し、指定放課後等デイサービ ス等を行う必要があるものに対し、指定放 課後等デイサービス事業所等において、指 定放課後等デイサービス等を行った場合 に、1日につき所定単位数を加算している か。</u>	平24厚告122別表 第3の7の注2	体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等
(個別サポート加 算(Ⅲ))	<u>(3) 指定放課後等デイサービス事業所におい て、あらかじめ通所給付決定保護者の同意 を得て、不登校の就学児に対して、学校及 び家族等と連携して指定放課後等デイサー ビスを行った場合に、1日につき所定単 位数を加算しているか。</u>	平24厚告122別表 第3の7の注3	体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等
8の2 入浴支援 加算	<u>平成24年厚生労働省告示第269号「こども家 庭庁長官が定める施設基準」第十号の二に適合 するものとして都道府県知事に届け出た指定 放課後等デイサービス事業所又は共生型放課 後等デイサービス事業所において、スコア表の 項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必</u>	平24厚告122別表 第3の7の2の注 平24厚告269第十 号の二 平24厚告270第八 号の四の四	体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
8の3 自立サポート加算	要とする状態である就学児（医療的ケア児）又は重症心身障害児に対して、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第八号の四の四に適合する入浴に係る支援を行った場合に、1月につき8回を限度として、所定単位数を加算しているか。 指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、進路を選択する時期にある就学児に対して、高等学校等の卒業後に自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第八号の四の五に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合において、1月につき2回を限度として、所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表第3の7の3注 平24厚告270第八号の四の五	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
8の4 通所自立支援加算	指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所の従業者が、就学児に対して、自立して指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所に通うことができるよう、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第八号の四の六に適合する通所に係る支援を行った場合、当該加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間について、片道につき所定単位数を加算しているか。ただし、2の（1の2）を算定している障害児については、算定していないか。	平24厚告122別表第3の7の4の注 平24厚告270第八号の四の六	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
9 医療連携体制加算	（1）医療連携体制加算（Ⅰ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が就学児に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児に対し、1回の訪問につき8人の就学児を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、平成24年厚生労働省告示第122号別表第3の1のイの（1）の（一）、（二）若しくは（三）、1のイの（2）の（一）、（二）若しくは（三）、1のイの（3）の（一）、（二）若しくは（三）又は1のロを算定している就学児については、算定していないか。 （2）医療連携体制加算（Ⅱ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が就学児に対して1時間以	平24厚告122別表第3の8の注1 平24厚告122別表第3の8の注2	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児に対し、1回の訪問につき8人の就学児を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、平成24年厚生労働省告示第122号別表第3の1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のロを算定している就学児については、算定していないか。</u> <u>(3) 医療連携体制加算(Ⅲ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が就学児に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児に対し、1回の訪問につき8人の就学児を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、平成24年厚生労働省告示第122号別表第3の1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のロを算定している就学児については、算定していないか。</u> <u>(4) 医療連携体制加算(Ⅳ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が医療的ケア児に対して4時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた医療的ケア児に対し、1回の訪問につき8人の医療的ケア児を限度として、当該看護を受けた医療的ケア児の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれか又は平成24年厚生労働省告示第122号別表第3の1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)若しくは1のロを算定している医療的ケア児については、算定していないか。この場合において、医療的ケア児が3人以上利用している指定放課後等デイサービス事業所等にあつては、平成24年厚生労働省告示第122号別表第3の1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)を算定することを原則としているか。</u> <u>(5) 医療連携体制加算(Ⅴ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、</u>	平24厚告122別表第3の8の注3 平24厚告122別表第3の8の注4 平24厚告122別表第3の8の注5	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	当該看護職員が医療的ケア児に対して4時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた医療的ケア児に対し、1回の訪問につき8人の医療的ケア児を限度として、当該看護を受けた医療的ケア児の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、医療連携体制加算(Ⅲ)又は平成24年厚生労働省告示第122号別表第3の1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)若しくは1のロを算定している医療的ケア児については、算定していないか。この場合において、医療的ケア児が3人以上利用している指定放課後等デイサービス事業所等にあつては、平成24年厚生労働省告示第122号別表第3の1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)を算定することを原則としているか。 (6) 医療連携体制加算(Ⅵ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者(社会福祉士及び介護福祉士法附則第3条第1項に規定する認定特定行為業務従事者をいう。)に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、平成24年厚生労働省告示第122号別表第3の1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のロを算定している場合に算定していないか。 (7) 医療連携体制加算(Ⅶ)については、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合に、就学児1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅴ)までのいずれか若しくは平成24年厚生労働省告示第122号別表第3の1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)若しくは1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)を算定している就学児であるとき又は1の注9のイ若しくはロを算定しているときは、算定していないか。	平24厚告122別表第3の8の注6 平24厚告122別表第3の8の注7	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
10 送迎加算	(1) 指定放課後等デイサービス事業所等において、就学児（平成24年厚生労働省告示第122号別表第3の1のロを算定している就学児を除く。）に対して行う場合については、就学児に対して、その居宅等又は当該就学児が通学している学校等（学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。）と指定放課後等デイサービス事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。 (1の2) (1)を算定している指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所が、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第十号の三に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所であって、送迎した就学児が重症心身障害児又は医療的ケア児の場合には、片道につき40単位を所定単位数に加算しているか。ただし、(1の3)に規定する単位を所定単位数に加算しているときは、算定していないか。 (1の3) (1)を算定している指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所が、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第十号の四に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所であって、送迎した就学児が中重度医療的ケア児の場合には、片道につき80単位を所定単位数に加算しているか。 (2) 重症心身障害児又は医療的ケア児である就学児（平成24年厚生労働省告示第122号別表第3の1のロを算定している就学児に限る。）に対して行う場合については、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第十号の五に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、その居宅等又は当該就学児が通学している学校と指定放課後等デイサービス事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表第3の9の注1 平24厚告122別表第3の9の注1の2 平24厚告269第十号の三 平24厚告122別表第3の9の注1の3 平24厚告269第十号の四 平24厚告122別表第3の9の注2 平24厚告269第十号の五	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
11 延長支援加算	<u>ただし、(3)に規定する単位を所定単位数に加算しているときは、算定していないか。</u> <u>(3) 中重度医療的ケア児（スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であって、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、16点以上である就学児）である就学児（平成24年厚生労働省告示第122号別表第3の1のロを算定している就学児に限る。）に対して行う場合については、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第十号の六に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、その居宅等又は当該就学児が通学している学校等と指定放課後等デイサービス事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。</u> <u>(4) (1) から (3) までに規定する送迎加算の算定については、指定放課後等デイサービス事業所等の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で障害児の送迎を行った場合に、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。</u>	平24厚告122別表第3の9の注3 平24厚告269第十号の六	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	<u>(1) 次に掲げる場合については、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第十号の七に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、就学児に対して、放課後等デイサービス計画に位置付けられた内容の指定放課後等デイサービス（当該指定放課後等デイサービスを行うのに要する標準的な時間が、授業の終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合は3時間、休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合は5時間のものに限る。）の提供前又は提供後に別に放課後等デイサービス計画に位置付けられた支援（当該支援を行うのに要する標準的な時間が1時間以上のものに限る。）（延長支援）を行う場合に、就学児の障害種別及び延長支援時間（当該延長支援を行うのに要した時間（当該時間が当該延長支援を行うのに要する標準的な時間を超える場合</u>	平24厚告122別表第3の10の注1 平24厚告269第十号の七	放課後等デイサービス計画 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	にあつては、当該延長支援を行うのに要する標準的な時間）をいう。）に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 イ <u>指定放課後等デイサービス事業所において就学児に対し延長支援を行う場合（ロに規定する場合を除く。）</u> (1) <u>就学児の場合（(2)に規定する場合を除く。）</u> (2) <u>重症心身障害児又は医療的ケア児の場合</u> ロ <u>法第6条の2の2第3項に規定する内閣府令で定める施設（指定通所基準第66条第4項の基準を満たしているものに限る。）において就学児に対し延長支援を行う場合</u> (1) <u>就学児の場合（(2)に規定する場合を除く。）</u> (2) <u>医療的ケア児の場合</u> (2) (1) のイ又はロを算定する指定放課後等デイサービス事業所において、延長支援について、就学児又は保護者の都合により延長支援時間が30分以上1時間未満となった場合には、(1) のイの(1)又はロの(1)を算定している指定放課後等デイサービス事業所については61単位を、(1) のイの(2)又はロの(2)を算定している指定放課後等デイサービス事業所については128単位を、1日につきそれぞれの所定単位数に加算しているか。 (3) 次に掲げる場合について、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第十一に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等において、就学児に対して、放課後等デイサービス計画に基づき指定放課後等デイサービスを行った場合に、当該指定放課後等デイサービス等を受けた就学児に対し、就学児の障害種別に応じ、当該指定放課後等デイサービス等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位を加算しているか。 イ <u>法第6条の2の2第3項に規定する内閣府令で定める施設（指定通所基準第66条第4項の基準を満たしているものに限る。）において重症心身障害児に対し延長支援を行う場合</u> ロ <u>共生型放課後等デイサービス事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所において就学児に対し延長支援を</u>	平24厚告122別表第3の10の注2 平24厚告122別表第3の10の注3 平24厚告269号十一	放課後等デイサービス計画 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
11の2 関係機関 連携加算 (関係機関連携加 算(Ⅰ))	<u>行う場合</u> (1) 関係機関連携加算(Ⅰ)については、指定放課後等デイサービス事業所等において、<u>学校(学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。))をいう。)、専修学校(同法第124条に規定する専修学校(同法第125条第1項に規定する専門課程及び一般課程を除く。))をいう。)</u>その他の就学児が日常的に通う施設(学校等施設)との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、学校等施設との間で当該就学児に係る放課後等デイサービス計画の作成又は見直しに関する会議を開催した場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算しているか。ただし、共生型放課後等デイサービス事業所については、<u>第9の2の(14)のイ又はロを算定していない場合に算定していないか。</u>	平24厚告122別表 第3の10の2の注 1	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
(関係機関連携加 算(Ⅱ))	(2) 関係機関連携加算(Ⅱ)については、指定放課後等デイサービス事業所等において、<u>学校等施設との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、学校等施設との間で当該就学児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該就学児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の学校等施設との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算しているか。</u>	平24厚告122別表 第3の10の2の注 2	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
(関係機関連携加 算(Ⅲ))	(3) 関係機関連携加算(Ⅲ)については、指定放課後等デイサービス事業所等において、<u>児童相談所、こども家庭センター、医療機関その他の関係機関(児童相談所等関係機関)との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、児童相談所等関係機関との間で当該就学児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該就学児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の児童相談所等関係機関との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算しているか。</u>	平24厚告122別表 第3の10の2の注 3	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
(関係機関連携加 算(Ⅳ))	(4) 関係機関連携加算(Ⅳ)については、<u>就学児が就職予定の企業又は官公庁等との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保</u>	平24厚告122別表 第3の10の2の注 4	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
11の3 事業所間 連携加算	<u>護者の同意を得て、就職予定の企業又は官公庁等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算しているか。</u> 指定放課後等デイサービス事業所等において、法第21条の5の7第5項に規定する内閣府令で定める障害児支援利用計画案を市町村に提出した通所給付決定保護者に係る障害児が、複数の指定放課後等デイサービス事業所等において指定放課後等デイサービス等を受けている場合であって、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第八号の四の七に適合する事業所間の連携を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき1回を限度として所定単位数を加算しているか。 イ 事業所間連携加算（Ⅰ） 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第八号の四の七において準用する第一号の十三イに適合 ロ 事業所間連携加算（Ⅱ） 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第八号の四の七において準用する第一号の十三ロに適合	平24厚告122別表第3の10の3の注 平24厚告270第八号の四の七	事業所間連携確認書 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
11の4 保育・教育 等移行支援加算	<u>（1）指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所の従業者が、就学児が当該指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所の退所後に通うこととなる集団生活を営む施設（他の社会福祉施設等を除く。以下この11の4において「移行先施設」という。）との間で、退所に先立って、退所後の生活に向けた会議を開催し、又は移行先施設に訪問して退所後の生活に関して助言（以下この11の4において「保育・教育等移行支援」という。）を行った場合に、当該退所した就学児に対して退所した日の属する月から起算して6月以内に行われた当該保育・教育等移行支援につき、2回を限度として所定単位数を加算しているか。</u> <u>（2）移行先施設に通うことになった就学児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算しているか。</u> <u>（3）移行先施設との連絡調整を行った上で当該施設に通うことになった就学児について</u>	平24厚告122別表第3の10の4の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
11の5 共生型サービス医療的ケア児支援加算	<u>て、退所後30日以内に当該施設を訪問して助言援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算しているか。</u> <u>看護職員又は認定特定行為業務従事者を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た共生型放課後等デイサービス事業所において、医療的ケア児に対して、共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、9の医療連携体制加算を算定しているときは、算定していないか。</u>	平24厚告122別表第3の10の5の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
12 福祉・介護職員処遇改善加算 (令和6年5月31日まで)	<u>平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第九号に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。13及び14において同じ。）が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</u> <u>イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 2から11の5までにより算定した単位数の1000分の84に相当する単位数</u> <u>ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 2から11の5までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数</u> <u>ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 2から11の5までにより算定した単位数の1000分の34に相当する単位数</u>	平24厚告122別表第3の11の注 平24厚告270第九号 平24厚告270第二号準用	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
13 福祉・介護職員等特定処遇改善加算 (令和6年5月31日まで)	<u>平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十号に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げ</u>	平24厚告122別表第3の12の注 平24厚告270第十号 平24厚告270第三号準用	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	る一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定していないか。 イ 福祉・介護職員特定処遇改善特別加算（Ⅰ） 2から11の5までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数 ロ 福祉・介護職員特定処遇改善特別加算（Ⅱ） 2から11の5までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数		
14 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（令和6年5月31日まで）	平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十号の二に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合は、2から11の5までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	平24厚告122別表第3の13の注 平24厚告270第十号の二 平24厚告270第三号の二準用	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
15 福祉・介護職員等処遇改善加算（令和6年6月1日以降）	（1）平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第九号に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。（2）において同じ。）が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 イ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 2から11の5までにより算定した単位数の1000分の134に相当する単位数 ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） 2から11の5までにより算定した単位数の1000分の131に相当する単位数 ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 2から11の5までにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数 ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） 2から11の5までにより算定した単位数	平24厚告122別表第3の11の注1 平24厚告270第九号 平24厚告270第二号準用	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>数の1000分の98に相当する単位数</u> (2) <u>令和7年3月31日までの間、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第九号に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所（（1）の加算を算定しているものを除く。）が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</u> ① <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 2から11の5までにより算定した単位数の1000分の114に相当する単位数</u> ② <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 2から11の5までにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数</u> ③ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) 2から11の5までにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数</u> ④ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 2から11の5までにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数</u> ⑤ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 2から11の5までにより算定した単位数の1000分の91に相当する単位数</u> ⑥ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 2から11の5までにより算定した単位数の1000分の88に相当する単位数</u> ⑦ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 2から11の5までにより算定した単位数の1000分の84に相当する単位数</u> ⑧ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 2から11の5までにより算定した単位数の1000分の101に相当する単位数</u> ⑨ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 2から11の5までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数</u> ⑩ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 2から11の5までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数</u> ⑪ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 2から11の5までにより算定した単位数の1000分の78に相当する単位数</u>	平24厚告122別表第3の11の注2 平24厚告270第九号 平24厚告270第二号準用	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>⑫ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12)</u> <u>2から11の5までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数</u> <u>⑬ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13)</u> <u>2から11の5までにより算定した単位数の1000分の71に相当する単位数</u> <u>⑭ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14)</u> <u>2から11の5までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数</u>		

(注) 下線を付した項目が標準確認項目